

7月13日・奈良大会

真実の声を結集し 体制の変革をめざす

新たな時局下・第8回定時代議員総会

全国青年税理士連盟第八回定時代議員総会（奈良大会）は既報のように来る七月十三日（日）、奈良県文化会館で開催される。

税理士制度の興廃をかけた役員選挙も終り各地の明暗それぞれ給果を受けて、われわれはこれからの指針を樹立しなければならぬのである。一人でも多くの会員が大会に参加し、豊富にして生々しい状況や情報の全国的交換によって、誤りなき現実の認識を先づ果さねばならない。明暗はそれなりの正確な分析からのみ、ゆるぎない対策が生まれてくる。

情勢の優劣はそれとして、われわれは税理士法改正という宿願達成を緊急な課題としてしているのであり、その前途が多難であることには変りないのである。

奈良大会も、前年・東京大会で試みた分科会によるシンポジウムで幕明けとなる。テーマは制度問題の追究から業務改善の探究まで、今回も幅広く取り上げられて、この成果を将来への確実なステップとする上からも、全国の会員諸兄が、積極的に参加することをここに強く訴える。

繁忙のひと時ではあるが、その目を帳票から転じ、その手をソロバンから離して、大会に参加しよう。
静かな古都がわれわれを心から待っている。



全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住 5-25-14

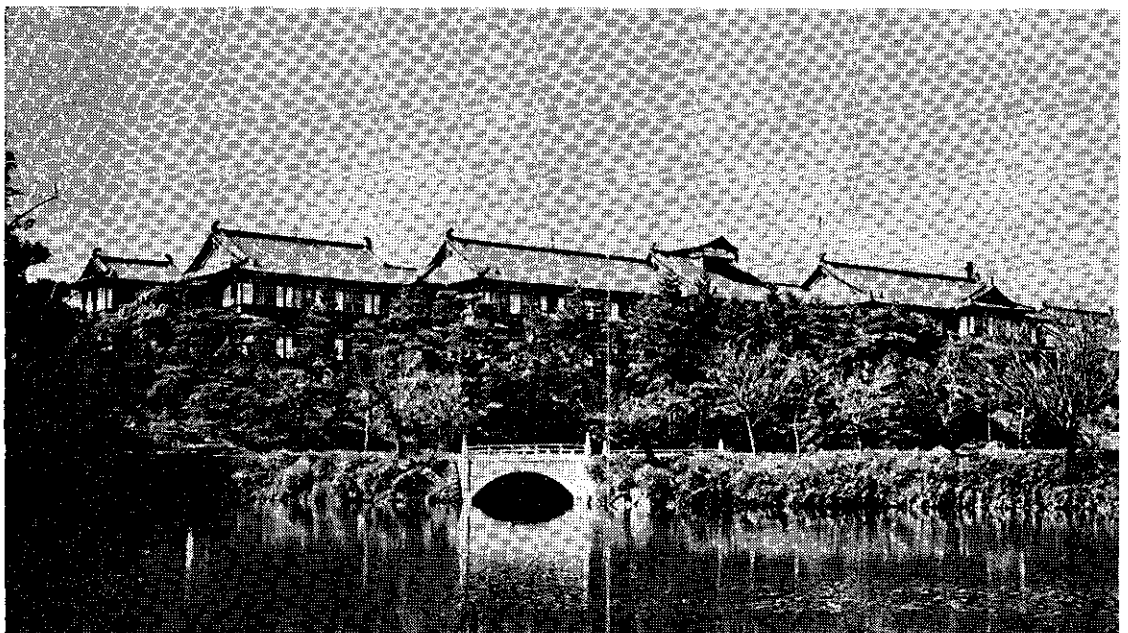
連盟本部 電話 03(803) 2328

税理士荻野弘康事務所内

発行人 会 長 荻野弘康

編集人 編 集 人

広報部長 唐木田明雄



レセプション会場の奈良ホテル本館

新しき判例を追求する

——小林裁判準備書面から——

小林 繁 夫 (東京)

応答なき被告

当方(原告)の「原告は被告に
対し委任契約上の地位があること
を確認する」を主たる内容とした
税理士の委任契約上の地位確認等
の請求に対し、先方(被告)から
の答弁書では、「委任契約の解除
については、民法第六五一条が適
用されるべきであり原告の主張自体
理由がない」とし、顧問契約の無
理由解除を主張するとともに、普
管義務等について否定している。

そこで、当方としては、第一準
備書面において、顧問契約が締結
されるに至った経緯、業務内容関
与度合い、解除理由に対する矛盾
等を具体的に指摘して、普管義務
を忠実に履行し、その職責を完了
した事実を主張したが、現在までの
ところこれに対する反論はない。

さらに、民法第六五一条の法解
釈については、当方の第二準備書
面にて、有力な判例を引用し、同
条の適用の制限ないし排除を主張
したのに対し、先方からの第一準
備書面では、単に、「引用した判

例は、本件とは全く事案が異なる」として、表面的な理解にとどまり
最も重要な民法第六五一条の適否
に関する歴史的な変遷経過を看過
している。

同条と顧問契約との関係につ
いては、改めて、当方の第三準備書
面にて、税理士の顧問契約が、単純
な委任契約ではなく、業務の多様
性、包括性、継続性等の特殊性か
ら、民法第六五一条一項による一
方的な解除を許す性質のものでは
ないこと。契約期間は、相当長期
的、継続的でなければ十分に任務
が果たせないものであり、当事者
は、これらを当然の前提としてお
り、特別の背信行為等がない限り、
一方的な解除ができないうこと
が慣習になっていること。民法第
六五一条の生い立ちからしても、
判例の歴史的な傾向からも、本件
に対する無条件適用が排除される
べきであること等を詳細に指摘し
たにも拘らず全く反論がない。

訴えの真因へ

おおよそ、顧問契約の解除に際し

ては、当事者双方に何らかの止む
を得ざる事由が在る場合が多く、
このようなケースについてまで争
うつもりはない。本件は、被告会
社代表取締役の作成による当方宛
の感謝の意を表わした書面及び親
会社々長から当方にあてた「被告
会社につきましては、種々お世話
になり有難く深謝申し上げます」
という書面からも明らかなる如く、
感謝はするが、親会社の押し込み
販売等の不正目的を達するために
邪魔だから解除するという切り繪
てご免の考え方が根底にあり、断
じて容認できない理由もここにあ
るのです。

被告は核心に避ける

当方は第一準備書面で、顧問契
約の特殊性については、既に明ら
かにし、第三・第四準備書面にお
いても税理士法、同法基本通達、
税法等々から税理士業務の多彩か
つ包括性、反覆継続性、当然の有
償性、契約期間・契約解除等に関
する税理士業界の永年にわたる慣
習等について具体的にしかも詳細
に指摘した。そして第六準備書面
では、民法第六五一条の法解釈に
ついて、学説、判例を豊富に引用
し、歴史的にも当方主張の正当性
の裏付けが明らかにされたが、反

論は全くない。

これらは、特に鶴見、井上両弁
護士に、税理士の立場で、強力な
主張を展開していただいているお
蔭であり、すばらしい弁護に日々
感謝いたしております。

さらに、今度の法理論の展開に
ついては契約法の權威で、わが国
が誇る広中俊夫教授を東京青税牧
野対策委員長と東北大学法学部研
究室にたすね、本件に関し、歴史
的裁判を決定つけるご支援をお願
いしてまいりました。

本裁判には、全国三万名を超す
税理士の顧問契約の実態、業務の
内容、慣習等を明確にするため
に、これまで六〇名の税理士を証
人として申請しております。準備
書面は既に第七まで提出し、証拠
書類は二十一点提出し、本件の本
質的な理解の促進に努めているに
も拘らず、先方からは第一準備書
面が提出されただけの状態です。

青税の真面に感謝

青税は、昨年三月改正された商
法に関し、商法体系を乱し、時代
の要請に逆行する改悪反対運動の
中で、中心となって活動し、根強
い地道な運動が効を奏し、参議院
で異例の修正を加え現行法に至っ
た輝やかしい実績をもっている。

また、昨年末の商工会等の「顧
問税理士制度」の導入に際して
は、中小事業者と税理士制度を守
るため、粉砕運動の先頭に立って
行動し、最終的に実施を阻止した
功績は特筆されねばなりません。
本裁判についても、三年間にわ
たり法廷を維持し、税理士制度に
関し理解のなかつた段階から、裁
判官に、全税理士の社会的地位の
向上を目指す事件という認識をい
だかしめるまでに向上させたのは
東京青税が、本件を、税理士法改
正運動上の重要な問題として取上
げ、直ちに対策委を設置し、東京
税理士会本郷支部対策委と一体と
なって、契約理論の研究に、実態
の解明に、資料の作成のために、
平日は勿論のこと、日曜を返上
し、或いは合宿をして支援をして
いただいた結果であります。

去る六月十六日の第十一回法廷
では、全国から頂いた署名の第一
次取りまとめ約七五〇名分を証拠
書類として提出しました。次回
は、来る十一月十七日と十二月十
四日の両日はいよいよ本人尋問と決
定いたしました。

これまでの署名、カンパ、法廷
傍聴に感謝いたしますとともに、
今後一層のご支援をお願いいたし
ます。

第八回定時総会を目前にして当年度をふりかえり、また過年度と比較して、税理士は年毎に制度的基盤を削られ、縮められていることをいよいよ認識させられる。商工会の臨税資格に次ぐ商法運動の敗北的な終末、続いて顧問税理士制度の出現という一連は、決して偶然の連なりではない。しかも日税連の実態とも絡み合い、税理士一般がこれほど身近かに日税連の存在を自覚した時は未だないことである。

破廉恥な大阪選挙

こうした自覚は、制度的危機にうながされたものであり、日税連への失政批評を高めていった。全青税の提唱した顧問税理士制度に反対する署名とカンパの実績が、よき証左である。折しも役員改選の時期と重なって、大きな影響を及ぼしたのであるが、結果において明暗を東西に分けるものとなった。

つまり東京で添田日税連会長は敗退し、名古屋にも盟友加茂会長が実現するという状況好転の反面で、大阪では同じく盟友森会員が大差で会長選に敗れてしまったのである。報告によれば官界の選挙干渉は大阪で露骨を極めた。これを不当として当局へ抗議したが、

干渉はむしろ当然という答弁であった(読売新聞)。白昼、堂々と官界に支援された山本候補は、投票駆り出しに白タク代一人当り五〇〇〇円を支給したり、自派専属のバッチを作って会員を色分けし、組せぬ者には税務調査を集中させると脅かしたとか、買取と供応が横行し低俗にして破廉恥なことを想像を超えるものがあつた。

不当干渉の本質

官界の不当干渉の問題は新聞にも報じられ、早速に国会でも糾さ

張 主
不当干渉を許してはならない

主 張

総会に良識と情熱を結集しよう

問題への危機感を遠避け、法改正への熱意をも会員から奪おうとしたのである。

同じく新聞報道によれば警察庁の長官が部下に特定政党を名指しで警戒させ、重大な関心を払えと訓示している(朝日新聞)。その模様はまるで容疑者扱いであり、公党に対し断じて公僕のとるべき態度ではないのである。税理士会に対する官界の不当干渉も、底流に同じものがあり、国会での白々しい政府答弁とは別に、このよう

者の支持によって、国民的規模に拡大しなければならぬと瀕々主張されているが、それには先づ税理士自らが、このような法改正の社会的意味を理解し深める必要があるのである。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。それは本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となっ

れるところとなつたが(六・十八)、政府の答弁は報道そのものが真実でないというものであつた。しかし東京でも干渉の事実が存在し、おまけに波多野新会長を擁立したものを「アカ」呼ばわりする副会長候補まで出現し、一部税界出身者のバックで当選している。

大阪の森候補にも、その支持者を「専税」と決めつけ、東京の「アカ」大阪の「専税」とともに、色別することで問題性を投げかけ、排除の気運を強めさせることで制度

な政府、官僚の傾向にこそわれわれは重大な関心を払わねば、日本の民主主義は形骸化を早める一方である。

税理士法改正は、納税者の権利擁護を骨子とする基本要綱の実現がなければならぬ。これは税制民主化の一環であり、当然にわが国の体制民主化運動に連結するものである。だから税理士の制度造りは、日本の新しい国づくりの一端を形成するものとなるのであつて、税理士法改正の運動が納税

た付加価値税の政府構想なのである。目下、官制の税務協力団体でさえ反対を表明し、政府も一時的に論議を避けているが、これを以て導入困難と観測することは早計に過ぎる。税務行政の末端では業者団体と接触が重ねられ、機会をみては付加価値税を紹介して導入世論化の働きかけが盛んなのである。全青税では三度、ヨーロッパ視察を八月に決定しているが、その実施も含めて、過去の研究活動から本格的な反対運動へ転換を図

り、これに真正面から取り組む時期に突入しているのである。当局の法案化はすでに完了したと聞いている。国会上程となれば、成り振りを構わず成立させるのが政府、与党の体質であることは商法運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎるということはない。

日税連を問い直す

大阪の敗北で日税連の体制は混乱し早急な回復は望めない。その政策と運営に注意を怠たことは許されない。同時に、会員一般の利害に逆らい、その意向を吸収し反映する能力を欠いた日税連の機能を全国の税理士に問い直さねばならないのである。そのために、われわれは今まで以上に運動の輪を広げ、密度を高め、より多くの会員の自覚を喚起しなければならないのである。

第八回定時総会を祝福し、真に喜ぶことが出来る成果に向つて、新たなる一步を力強く踏み出そう。積極的な総会参加によってわれわれの堅固な意志とダイナミックな団結を会の内外に表明しよう。

計算否認の問題

ジウム・テーマ

橋 本 恭 典 (名古屋)

一、はじめに

憲法14条1項(法の下の平等) 憲法30条(納税義務) この二つの条文によって、国民は、すべて平等に納税の義務を負う。従って、「負担公平の原則」は、憲法上重要な法原則である。

しかしながら、租税法は、法人優遇のさまざまな諸形態を有しそこには大法人と中小法人との間に租税負担の不均衡が見られる。ここでは、中小法人の大半を占める同族会社の特別制度のうち、行為計算の否認制度について考察

する。

二、同族会社の行為計算の否認規定

租税回避行為の否認規定は、同族会社の行為計算の否認だけである(法人税法132条、所得税法177条相統税法64条)。

この規定の立法趣旨は、同族会社では株主と経営者との利害が相反する為に少数株主等による会社の行為計算が自由になされ、課税負担を免れるような行為計算を容易に行なうことができる。という考えから否認規定を設けている。

これと同趣旨の判例(東京地判昭和33年12月23日行集9.7.2727)は次のように判示している。

「非同族会社では通常なし得ないような行為又は計算、ないしは同族会社であるがゆえに容易に選ぶことができた課税負担を免れるような行為又は計算を否認して、非同族会社が通常なものであるような行為又は計算に引き直して課税するための規定であると解し、同族会社のみ適用されるべきものである。」と判示している。

三、負担公平の原則と租税回避行為

1 税制調査会第二次答申(昭和36

年7月国税通則法の制定に関する答申) かつて、国税通則法制定時に

いて、租税回避行為の否認規定を立法化しようとした時期がある(諸般の事情により立法化されなかった。)

答申は次のように述べている。「税法においては、私法上許された法形式を濫用することにより租税負担を不当に回避し又は軽減することは許されるべきではないと考えられている。このような租税回避行為を防止するためには、各税法において、できるだけ個別的に明確な規定を設けるよう努めるものとするが、諸般の事情の発達変遷を考慮するときは、このような措置だけでは、不十分であると認められるので、実質課税の原則の一環として、租税回避行為は課税上これを否認することができ

る旨の規定を国税通則法に設けるものとする。 2 負担公平の原則で否認できるか 租税回避行為を、負担公平の原則の観点から否認し、通常の行為形式におきかえて課税できるとい

う考え方があがるが、それは上記答申の傍線部分でも明らかかなように、立法上の措置によって果されるべきである。立法上の措置がな

いのに、負担公平の原則の特殊税法学的表現である実質課税ということから、これを果たそうとすることは法定性・予測可能性の観点から妥当でない。

実質課税の原則で否認できるとする見解の具体例をみると、そもそも実質課税の原則をもちだす必要のない場合か、単なる法実質主義が問題となる場合である(詳細については、北野弘久「現代税法の構造」76頁参照。)

従って、負担公平の原則ということだけで租税回避行為を否認できるとする見解は、問題があるよう

四、租税法主義と租税回避行為の否認規定の要否

(租税法主義)

憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と規定している。

租税法主義は、租税法と税法の解釈適用の両方の基本原理である。とくに、税法の解釈適用面において、税法全体に通ずる唯一の基本的原則としての位置を占める。

租税法主義の概念として、北野弘久教授は次の二つに区分している。

- ①課税要件等の法定主義の原則 納税義務者、課税物件、課税標準、課税物件の帰属、税率等の課税要件はもとより、納付、徴収等の手続についても、国の代表機関である国会の制定した法律において能う限り詳細に規定されねばならないとする原則である。
- ②税務行政の合法律性の原則 税務官庁は、税法の規定するところに従って厳格に租税の賦課徴収しなければならぬとする原則である。

(否認規定の要否)

否認規定を必要としない学説な学説は、田中二郎「租税法」(法律学全集)である。次のように述べている。

近時、非同族会社である大法人が他の競走会社に対して優位に立つため等の理由により、企業の系列化を強化して多数の法人を自己の支配下におく傾向があるが、これら系列化にある会社相互間とか非同族である会社とその株主又は役員間というような特殊な関係にある者の間にかような行為計算の類型に当るものが現にしばしば行

同族会社の行為

● 奈良大会・シンポ

が税法の解釈上認められるとすれば、これが当然の結果として認められる法概念である。

従って同族会社の行為計算の否認規定は、適用の範囲を同族会社に限られるものではなく、税法の精神に照らし非同族会社についても、更に、個人についても租税回避行為と認められれば、同規定の適用ないし準用を認めねばならない。」と判示している。

②否認規定を必要とする学説
否認規定を必要とする代表的な学説は、中川一郎「税法体系(1)総論」である。次のように述べている。

わが国には、租税回避に関する一般規定は、ドイツ、オーストリアと異なり存在しない。従って、これらの国においてならば、租税回避が成立する場合であっても、わが国では税法上否認権が税務官庁に与えられていないから、これを否認することができないのである。

これと同趣旨の判例、東京高判昭和47年4月25日、行集83:4:338は次のように判示している。

「同族会社の行為計算の否認のほが一般に租税回避の否認を認める規定のないわが税法においては租税法主義の原則から、右租税

回避行為を否認して、通常の取引形式を選択してこれに課税することは許されないと認めるというべきである。」と判示している。

③中間的な学説

中間的な学説は、金子宏「市民と租税」(現代法8)である。次のように述べている。

公平負担の要請を満たしつつ租税法主義の要請にも実質的には反しないような解決がはかられるべきである。仮に否認権を認めるとしても、(ア)利用される法形式が異常であること、(イ)かかる異常な法律形式を用いた理由がもっぱら主として租税を回避することであり、それ以外に正当な理由が存在しないこと、以上の二つの要件が満たされる場合にのみ否認されるべきである。

④批判

①の批判としては、税法の解釈適用面の基本的原理である租税法主義を厳密に解釈しなければならぬ。法人税法132条は、同族会社について規定しているにもかかわらず、拡張解釈して「同族会社に限定すべき理由はない」という学説には賛成できない。

租税法主義のもとでは税法規の厳格な解釈適用が要請される。従って法規の類推、拡張的な解

釈適用は禁止されるのである。

③の批判としては、否認権を認める場合を厳格にするとしてもそれは、租税法主義に反するものである。又、負担公平の原則と租税法主義の要請と同一時限でとらえているところに賛成できない

負担公平の原則は、憲法論の段階で重要な法原則であり、租税立法上尊重されるべき重要な原理である。一方租税法主義は、解釈適用面での基本原理である。従って、租税立法段階ならいざしらずいったん制定された税法の解釈にあたって負担公平の原則を解釈適用上の指導的法原則としてもちたす必要はない。

五、結論

租税回避行為を否認する明文規定がない場合は、租税法主義の要請により、否認することはできないと解するのが適正であると思ふ。ところが、否認規定としての同族会社の行為計算の否認は、法律で個別具体的に規定されておらず、通達で規定されていた(現在は廃止されている。)通達が法律でないことは明白である。しかもこの否認規定は、包括的、一般的なものであってどのような要件をみたす行為が否認の対象になるの

か、その結果どのような課税が行なわれるのか等についてまったく分らない。このような包括的規定は、租税法主義に反するものであるといわざるを得ない。

更に、負担公平の原則の観点からは、非同族会社については否認規定を制定せずに、同族会社についてのみ否認規定を制定したというところに立法段階での不公平が生じている。

即ち、憲法論の問題として、同族会社の行為計算の否認規定は、立法上不公平が存在しており大きな問題である。

六、おわりに

租税回避行為の否認規定が必要であるとすれば、非同族・同族を問わず同一の法律で個別・具体的に規定すべきである。

しかし、この場合には、経済的観察法という概念が導入される危険性をはらんでいる。

逆に、非同族会社について否認規定を制定しないならば、憲法上の負担公平の原則から、同族会社の行為計算の否認規定を削除すべきである。

× × ×

神奈川青税クラブの本拠地―横浜市。神奈川県庁所在地、前に東京湾うしろに関東平野をひかえ、面積四二二二平方米、人口二五二万で日本第三位の大都市。気候は概して温和。安政六年（一八五九年）開港以来横浜は東日本最大の商業貿易港としてわが国の産業、文化に貢献してきたが昭和のはじめ鶴見、神奈川などの臨海地域の埋立により京浜工業地帯の中心となった。さらに最近の根岸、本牧の埋立地造成などにより商業都市から工業都市に大きく変ぼうし、これに住宅都市の機能も加えた文

化的で国際色豊かな中枢管理都市へと発展の途を歩んでいる。行政区画一四区。市制施行明治二二年四月一日。
横浜を百科辞典的に紹介すればこのようになりましょう。しかしこれでは横浜の真の魅力は表わせません。横浜は西欧文化発祥の地で名勝、文化財、史跡も多く異国情緒あふれる国際港都としての特色が街全体にあふれています。こうした面から横浜を語るとき私達浜っ子はミナトヨコハマと書きます。やはりこれでないかと古くは「港の見える丘」新しくは「ブル

ーライトヨコハマ」『イセザキ町ブルース』など流行歌にも歌われた夜霧が匂う街、汽笛がむせぶ街のムードが出ないので。それではそんなヨコハマの名所のいくつかをご紹介します。
大棧橋 ハマツ子はメリケン波止場と呼ぶ。欧米航路貨客船の発着所で岸壁の総延長九六六米、幅四九・五米で上屋は昭和三九年に横浜国際船ターミナルビルとして近代的に改造された。
マリントワー 地上百六米の十角型の塔で灯台としては世界最高で航行船舶のよき標識となつてい

る。塔身が赤白九等分に塗りわけられているがこれは航空標識をかねているからだ。ミナトヨコハマのシンボルである。
氷川丸 もと日本郵船欧州航路の客船で太平洋横断二三八回の記録を持つが、今は岸壁に繋留されている。世界一周室、海庭探検館、船首楼、ブリッジ等がある。
山下公園 昭和五年に日本最古のシーサイドパークとして完成。昭和十二年に日インド商会から「印度水呑」の寄贈を受け、又昭和三五年姉妹都市サンディゴ市から「水の守護神像」が贈られ中央の噴水池にある。又園内にはパイゴラ、沈床花壇、日時計、日米ガールスカウト像、子供の遊び場、芝生広場、レストハウスなどがあり、港見学の修学旅行団体や一般市民の憩の地として賑わっている。

私の若かりし頃などは夏の夕暮ともなるとアベックの別天地で大いにムードが高まったものですが最近はどうなっていることか、とんとごぶさたです。
港の見える丘公園 昭和三七年開園、沈床花壇と展望台を持つ新しい公園の一つ。ここから眺める横浜港が一番美しい。山手の丘陵にあるため港はもとより山下公園本牧の街並を眼下に見下し、晴れた日には紺碧の東京湾をへだてて房総の山々、川崎、東京の工場地帯を望むことができる。
外人墓地 山手の丘陵地にある外人墓地は春は桜、初夏はバラ、ツツジが咲き乱れ墓地というより花園の感がふかい。開港以来文明開化の糸口をつけた四千人余の外人が眠っている。鉄道開設に尽くした英人モレル、ポンチ絵のワーグマンなどが遠く故郷を望んで眠っている。
三溪園 横浜の西南方本牧の三つの丘陵に跨って造られた日本式庭園で五一、〇〇〇坪と広大な面積を持つ。複雑な地形と自然をうまく利用して丘の上には古塔を置き、裾には蓮の葉が風にそよぐ大小の池をちりばめ昼なお暗い竹藪におおわれた山径あり、白梅、染井吉野、シユウフ、ツツジ、アジサイなど季節を豊郁と彩る花がある
又、関西や鎌倉から移築した寺塔、殿舎、楼閣、民家、茶室など歴史的な建造物も多い。
最後に主な行事にふれておきましょう。五月三日の国際仮装行列五月下旬から六月下旬に開かれる開港記念パサー、そして七月四日のアメリカ独立記念花火大会など有名です。これらははなやかな行事と対照的なのが大晦日各寺院の除夜の鐘にまじって在港船が吹きならす汽笛です。この汽笛とともにミナトヨコハマは荘重な雰囲気の中に新年を迎えるのです。
なおこの文章を書いたため次のものを参照させて頂きました。
①日本列島たべあるき地図②
② YOKOHAMA
（株）昭文社
（社）横浜市観光協会



全青税
お国
めぐり

除夜の汽笛で文明開化

— ミナト・ヨコハマ・エトセトラ —

宮 木 健 (神奈川)

分には塗りわけられているがこれは航空標識をかねているからだ。ミナトヨコハマのシンボルである。
氷川丸 もと日本郵船欧州航路の客船で太平洋横断二三八回の記録を持つが、今は岸壁に繋留されている。世界一周室、海庭探検館、船首楼、ブリッジ等がある。
山下公園 昭和五年に日本最古のシーサイドパークとして

完成。昭和十二年に日インド商会から「印度水呑」の寄贈を受け、又昭和三五年姉妹都市サンディゴ市から「水の守護神像」が贈られ中央の噴水池にある。又園内にはパイゴラ、沈床花壇、日時計、日米ガールスカウト像、子供の遊び場、芝生広場、レストハウスなどがあり、港見学の修学旅行団体や一般市民の憩の地として賑わっている。
私の若かりし頃などは夏の夕暮ともなるとアベックの別天地で大いにムードが高まったものですが最近はどうなっていることか、とんとごぶさたです。
港の見える丘公園 昭和三七年開園、沈床花壇と展望台を持つ新しい公園の一つ。ここから眺める横浜港が一番美しい。山手の丘陵にあるため港はもとより山下公園本牧の街並を眼下に見下し、晴れた日には紺碧の東京湾をへだてて房総の山々、川崎、東京の工場地帯を望むことができる。
外人墓地 山手の丘陵地にある外人墓地は春は桜、初夏はバラ、ツツジが咲き乱れ墓地というより花園の感がふかい。開港以来文明開化の糸口をつけた四千人余の外人が眠っている。鉄道開設に尽くした英人モレル、ポンチ絵のワーグ

マンなどが遠く故郷を望んで眠っている。
三溪園 横浜の西南方本牧の三つの丘陵に跨って造られた日本式庭園で五一、〇〇〇坪と広大な面積を持つ。複雑な地形と自然をうまく利用して丘の上には古塔を置き、裾には蓮の葉が風にそよぐ大小の池をちりばめ昼なお暗い竹藪におおわれた山径あり、白梅、染井吉野、シユウフ、ツツジ、アジサイなど季節を豊郁と彩る花がある
又、関西や鎌倉から移築した寺塔、殿舎、楼閣、民家、茶室など歴史的な建造物も多い。
最後に主な行事にふれておきましょう。五月三日の国際仮装行列五月下旬から六月下旬に開かれる開港記念パサー、そして七月四日のアメリカ独立記念花火大会など有名です。これらははなやかな行事と対照的なのが大晦日各寺院の除夜の鐘にまじって在港船が吹きならす汽笛です。この汽笛とともにミナトヨコハマは荘重な雰囲気の中に新年を迎えるのです。
なおこの文章を書いたため次のものを参照させて頂きました。
①日本列島たべあるき地図②
② YOKOHAMA
（株）昭文社
（社）横浜市観光協会